

匠瑳中継施設建設工事発注仕様書等作成支援業務

仕様書

令和6年8月

東総地区広域市町村圏事務組合

第 1 編 共通仕様書

第 1 節 総則

1. 業務の目的

本業務は、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が策定している「広域ごみ処理施設建設に係る構成 3 市中継施設整備基本設計業務」、「広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画」に基づく現在の整備方針及び整備内容を具体的に整理し、令和 8 年度に予定している匝瑳中継施設整備に係る一連の手続きを進めるための発注仕様書の作成とともに、発注者支援を実施するものである。

2. 委託業務の名称

匝瑳中継施設建設工事発注仕様書等作成支援業務

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 28 日まで

4. 委託業務の箇所

千葉県匝瑳市松山 107 番地

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上必要な事項は本業務に含むものとする。

2. 業務の管理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が関係する関係機関との協議が必要なとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、議事録を作成し発注者に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、本業務の引渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

3. 業務管理体制

受注者は、本業務の遂行にあたり、下記に掲げる要件を満足させる技術者を配置すること。なお、管理技術者、照査技術者及び各担当技術者は兼務できないものとし、各々雇用継続期間1年以上の自社の正社員とする。

また、以下の配置技術者は過去10年以内に地方公共団体における「一般廃棄物処理施設の新設事業における工事発注支援業務」の業務実績があること。

- (1) 管理技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環）※または、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）※の資格を有するもの。
- (2) 照査技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術監理部門：衛生工学－廃棄物・資源循環）※または、技術士（衛生工学部門－廃棄物・資源循環）※の資格を有するもの。
- (3) 建築担当技術者は、建築士法に定める設備設計一級建築士の資格を有するもの。
- (4) プラント電気担当技術者は、技術士法に定める技術士（電気電子部門）の資格を有するもの。

※技術士（総合技術監理部門：衛生工学）、技術士（衛生工学部門）においては、試験制度改正前の選択科目となる、廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理についても同等とみなす。

4. 資料の貸与等

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受注者が行うもの

であるが、現在、発注者が所有し、業務に利用でき得る資料はこれを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し業務完了とともにすべて返却するものとする。

5. 関係法令の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令、規則等を遵守しなければならない。

6. 秘密の保持と中立性の義務

受注者は、本業務の遂行によって知り得た事項を発注者の許可なしに第三者に漏らしてはならない。また、受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

7. 疑義の解決

本業務の仕様書記載事項及び本業務を履行中に疑義が生じた場合は、受注者は、発注者と十分な打合せ、または協議を行って、業務の遂行に支障のないように努めなければならない。

8. 業務の変更及び停止

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、発注者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。これに伴う委託料等の変更については、別途協議する。

9. 手続書類の提出

受注者は業務の着手及び完了にあたって、発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

(1) 業務の着手

- ① 業務着手届
- ② 業務工程表
- ③ 管理技術者等届（経歴書・資格証の写しを添付）
- ④ 業務計画書（業務内容、実施体制図、業務実施担当者一覧等を記載）
- ⑤ その他必要な書類

(2) 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② 業務範囲に記した書類、資料の完成品
- ③ その他必要な書類

10. 検 査

本業務は発注者の検査合格を持って完了とする。なお、完了後に成果品に記入漏れ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。なお、

その費用は受注者が負うものとする。

1 1. 成果品

成果品については、発注者の検査を受け合格しなければならない。合格した全部の成果品を引渡した時点をも業務の完了とする。なお、本業務の成果品とその提出部数は次のとおりとする。

(1) 匝瑳中継施設建設工事発注仕様書等作成支援業務報告書	2 部
(2) 見積設計図書の技術審査報告書 (A 4 版)	1 式
(3) 発注仕様書	1 式
(4) 上記の電子データ	1 式

1 2. その他注意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議の上で進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に無償で譲渡すること。
- (3) 受注者は、関係機関との協議を必要とする場合には、発注者に承諾を得た上で迅速に対応すること。また、必要に応じて出席及び必要な資料の作成を行うこと。
- (4) 受注者が関係機関から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。
- (5) 受注者は、調査に際して現場や他人の所有する土地等に立ち入る場合、発注者の許可を得なければならない。

第2編 特記仕様書

1. 発注仕様書等作成

(1) 基本条件の整理

匝瑳中継施設の基本条件を整理するため、過年度実施の「広域ごみ処理施設建設に係る構成3市中継施設整備基本設計業務」、「広域ごみ処理施設建設に係る中継施設整備基本計画」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」について確認し、基本条件の見直しを行う。

項目としては以下の通りとする。

- ① 処理対象物
- ② 計画処理量
- ③ 施設規模
- ④ 中継方式
- ⑤ 施設配置・動線計画
- ⑥ 事業費

(2) 見積仕様書の作成

プラントメーカーから匝瑳中継施設建設工事の見積書及び見積設計図書の提出を依頼するための見積仕様書を作成する。

作成にあたっては「(1) 基本条件の整理」で策定した内容を踏まえるとともに、各設備の内容を発注者と十分協議して定めるものとする。

(3) 見積設計図書提出依頼に関する支援

見積書及び見積設計図書をプラントメーカーに依頼するための資料等の作成について支援を行う。

- ① 「見積設計図書等提出要項」等の必要資料の作成
- ② プラントメーカーからの質問に対する回答書案の作成

(4) 技術評価検討書の作成

プラントメーカーから提出された見積書及び見積設計図書について比較検討を行い、見積仕様書との相違、プラントメーカーの特徴等を明らかにした技術評価検討書を作成する。

また、見積書、見積設計図書について、指摘・改善事項が見受けられた場合、プラントメーカー別にまとめ、改善指示を行うこと。

① 技術ヒアリングの実施

提案内容の確認等を行うために、見積徴収に応じたプラントメーカーを対象とした技術ヒアリングを行う。

② 技術評価検討書の作成

技術ヒアリング結果及び見積書、見積設計図書を整理するとともに、技術的な視点からの評価を行い、最終発注仕様書作成の資料とする。

③ 予定価格設定支援

見積書の精査・整理を行い、発注者が予定価格を設定するための支援を行う。

(5) 最終発注仕様書の作成

見積仕様書、技術評価検討書に基づき、最終発注仕様書を作成する。また、発注に際し必要な資料を作成し、関係機関との協議が必要となった場合には、対応するものとする。

① 発注仕様書の作成

比較検討結果に基づき、仕様内容の過不足を整理し、工事発注仕様書を作成する。

② 発注仕様書の添付資料の作成

入札参加業者に工事内容をわかりやすくするための資料として、参考図面等の添付資料を作成する。

③ 工事設計書作成

工事発注用の工事設計書を作成する。

(6) 発注者支援

匝瑳中継施設建設工事について、発注者の支援として以下の支援を行うこと。

① 入札参加資格審査（提案図書類審査含む）

② 質疑対応

(7) その他支援

「廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析について（平成12年3月10日付衛環第18号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」に基づき、施設整備における投資費用に対し、整備効果がどの程度発現するかを定量的に分析した資料を作成する。

以上